

秀明大学

令和4年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和5年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

秀明大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、大学の個性である「常に真理を追究し、友情を培い、広く社会に貢献する人間形成を目的とする」という建学の精神及び校訓「知・技・心」に基づき、学則第1条に具体的かつ簡潔に明示し、入学案内、ホームページ、学生便覧などの各種媒体に掲載し、広く社会に表明している。

使命・目的及び教育目的の達成のために、5年ごとの「秀明大学中期計画 2022年度～2026年度」を策定し、必要な具体的方策、教育環境の整備を毎年作成する「運営方針」に反映し運営している。三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を一層明確にして展開していくことを期待する。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを策定し、入学試験では全ての受験生に面接を課すなどして、アドミッション・ポリシーに基づく入試選抜を実施している。

教職協働による学修支援体制を構築し、特に担任教員を中心として学修、進路、就職などきめ細かい支援を行っている。学生生活を安定させるために、大学独自の学納金の減免、奨学金の給付制度を設けて学生に対する経済的な支援を行っており、学生生活に関する相談は、担任及び保健室、学生相談室に専門の担当者を配置して随時対応している。

学修環境は、校地、校舎、実習施設、図書館等を適切に整え有効に活用されている。学生の意見・要望への対応は、多様な方法によって把握し、関係部署が改善を実施している。

〈優れた点〉

- 担任制度を設け、学修及び学生生活の課題、キャリア支援など一人ひとりにきめ細かい対応を行っている点は評価できる。
- 教職員と連携・協力し、PCR検査の無料実施体制を構築することにより、必要時に学内で検査を完結することができる設備を有している点は高く評価できる。
- 新型コロナウイルスに感染した者やその疑いがあるものを隔離できる部屋を確保することにより、学修環境を整えている点は高く評価できる。

「基準3. 教育課程」について

各学部において、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを設定し、ホームページ及び各学部の「履修の手引き」において学生に周知している。単

位認定、卒業認定基準を策定し、シラバスには授業計画及び成績評価基準などを明記し運用している。GPA(Grade Point Average)制度に関する規則を設け学修成果を客観的な数値で評価し、優秀者に対して成績表彰を行っている。教養教育の科目構成等はFD委員会で検討し運営しているが、大学教育における教養科目の重要性に鑑み、全学的な視点を持った運用が期待される。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を精錬し、更なるPDCAサイクルを展開することを期待しつつも、三つのポリシーに基づいた全学部の学修成果はGPA活用と授業アンケートを実施することで点検・評価を行っている。

「基準4. 教員・職員」について

学長の権限を「秀明大学組織規程」に明確に規定するとともに、学長を補佐する体制として、各学部長や事務局長等の幹部教職員をメンバーとした「運営協議会(幹部会)」を設置し、学長がリーダーシップを発揮する体制及び教学マネジメント体制を整備している。専任教員数は、大学設置基準、教職課程認定上の必要教員数及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の必要教員数を満たしている。教員の採用方針は、理事会で定めており、「秀明大学教員採用・昇任選考規程」「秀明大学教員資格審査規程」及び「秀明大学教員資格基準」に明確に定め、運用している。

SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組みは、方針を明示しておらず、今後は計画的に遂行することが望まれる。

研究環境は整備し支援されており、適切な運用・管理を行っている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人の経営は「秀明大学ガバナンスコード」によって大学の行動規範を明確にして運営し、財務状況も安定している。

使命・目的を反映させた「秀明大学中期計画2022年度～2026年度」を定め、学部等が毎年策定する「運営方針」に反映させて年度末に検証している。危機管理マニュアルの整備は望まれるものの、全館LED化等による環境問題対策を実施し、学内に新型コロナウイルスのPCR検査室を設けるなどして、安全な学生生活への支援体制を整えている。

理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備し、適切に運営している。理事会の重要事項の審議は、法人と設置校間で説明・協議しており、相互チェックは機能している。会計処理と会計監査は、学則との整合性を図ることが望まれるものの、適切に実施している。

「基準6. 内部質保証」について

自己点検・評価体制は、「秀明大学自己点検・評価に対する規程」に基づき、学長を委員長として各部門の責任者によって構成された全学体制となっている。大学にて検討している内部質保証の方針に基づいて、推進を図るとともに、その体制を全学的な組織で実行するための諸規則を整備し、責任体制を確立できるよう改善が必要であるものの、委員各々による「運営方針案」「運営方針の結果検証報告書」を通したPDCAサイクルは展開している。

総じて、大学は、建学の精神に基づき 5 学部を設置し専門教育を行うと同時に、実学教育、英語教育を重視した教育を行っている。学長のガバナンスのもと安定した財務基盤を有し、計画的に学修環境整備を実施している。担任制を強化した教職協働による学修支援体制を構築し、教育効果を高めている。

今後は、更に自己点検・評価の体制・機能を強化し、大学全体で内部質保証に取り組んでいくことを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.イギリス留学」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学校教師学部の全寮制による教員養成と高い教員就職率
2. 八千代市ならびに八千代市医師会からの要請に応じて設置した看護学部

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、使命・目的及び教育目的を大学の個性である「常に真理を追究し、友情を培い、広く社会に貢献する人間形成を目的とする」という建学の精神及び校訓「知・技・心」に基づき、学則第 1 条に具体的かつ簡潔に明示している。

掲載媒体によって表現が異なる点は見受けられるものの、使命・目的及び教育目標を受けて、各学部・学科においても人材養成の目的を定めており、入学案内、ホームページ、学生便覧などの各種媒体にも明示・掲載している。

また、必要に応じて使命・目的及び教育目的を見直す体制が整備されつつあり、社会情勢の変化などに対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の制定時には、理事会、教授会が関与・参画しており、役員・教職員に対する周知は学長が会議ごとに徹底して、行っている。学生には学生便覧、ガイダンス及び創立記念日に、対外的には総合案内、ホームページに掲載し周知の徹底を図っている。

使命・目的及び教育目的を踏まえて、5年ごとの「秀明大学中期計画 2022年度～2026年度」を策定し、必要な具体的方策、教育環境の整備を整備している。使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させて、学部・学科等の教育研究組織の体制を一層強化することが期待される。

〈参考意見〉

○三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を一層明確にして、教育研究組織体制を強化し、具体的かつ計画的に展開していくことを期待したい。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを策定しており、大学案内・学生募集要項・ホームページへ掲載するとともに、オープンキャンパスでも説明し、受験生に周知してい

る。

入学試験では全ての試験で面接を課し、アドミッション・ポリシーの理解度を確認するなど、アドミッション・ポリシーを理解した学生を受入れるよう努めている。

入学試験に関しては、学長を委員長とする入試委員会が統括し、入試問題の作成は、入試運営委員会が行い、関連する諸規則を整備しており、入学者選抜の組織を整備している。

看護学部の定員未充足に関しては、更なる努力を期待するものの、入学者定員に沿った学生数の受入れに努めている。

〈改善を要する点〉

○看護学部は平成 29(2017)年に開設以来、収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、多様な対策を講じてはいるものの、収容定員を充足させるよう更なる改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生に対する学修支援を行う各種委員会及び会議を、教職員で運営しているほか、担任教員を中心とした複数年度にわたるきめ細かい支援や、秀明 IT 教育センター、イングリッシュ・サロンなどによって多岐にわたる支援を行っている。また、留学生に対して国際交流委員会による学修支援を行うとともに、学生の自主組織への指導・助言などを行っている。障がいのある学生への学修支援は基本指針などを制定し、それに基づいた委員会を設置し、学生課が対応を行っている。

オフィスアワーに関しては、種々のガイダンスや「総合教養演習」を利用して、対応できる時間帯を周知している。秀明 IT 教育センターでの SA(Student Assistant)、「教職支援センター」での学生との協働、留学生サポートのための日本人学生によるチューターなどのピア・サポートの体制をとっている。中途退学、休学に関しては、担任教員が初期対応を行い、学部長への報告を義務付けている。

〈優れた点〉

○担任制度を設け、学修及び学生生活の課題、キャリア支援など一人ひとりにきめ細かい対応を行っている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

担任教員を核とした学部の教員が、教育課程内外でさまざまなキャリア教育及びキャリア支援を行っている。特に、必修科目「総合教養演習」において、担任教員が複数年度にわたる継続的なキャリア教育を実施している。

インターンシップに関しては、独自の学内推薦インターンシップ制度を持ち、地域の企業との連携の上で運営している。

就職課は、きめ細かい進路指導・就職支援を行うとともに、キャリア教育、就職支援に外部人材を活用している。また、留学生の就職支援に関しては、国際交流委員会を中心に就職課、外部機関との連携のもとで行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導は、教員組織である学生部が学生課と連携を図り、支援を行い、適切に機能している。学生部は定期的に学生部会を開催し、学生の状況報告や情報共有を行っている。

日本学生支援機構奨学金等に加え、大学独自の学生生徒等納付金の減免、奨学金の給付制度を「秀明大学奨学生規則」に基づいて設け、学生に対する経済的な支援を行っている。

学生の課外活動に対しては、活動資金補助や大学施設の使用に便宜を図るなど、適切な支援を行っている。

学内に保健室及び学生相談室を設け、専任職員及び非常勤職員を配備して学生の健康相談などに対応している。加えて、電話にていつでも健康やメンタルヘルスに関する相談ができる「秀明大学健康サポートホットライン」を設置している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準を上回っている。また、全ての建物が耐震基準を満たしている。教育目的達成のための設備として、運動場、イングリッシュ・サロン、教職支援センター、観光ビジネス学部や看護学部の実習施設などの施設・設備を適切に整備し、各学部・各施設において有効に活用している。図書館は、適切な規模を有しており、適切な学術情報資料を確保している。教育目的のための ICT（情報通信技術）機器に関しては秀明 IT 教育センターが、運用の核となり、各施設に適切な利用環境と設備・機器を整え、相談体制も構築している。また、コロナ禍においては PCR 検査の無料実施体制を構築するなど安全な学修環境の整備を行っている。

全ての施設・設備のバリアフリー化に向けて、年次計画を立て、推進している。

授業科目を授業の様態によって 3 区分し、上限人数を設定し、超えた場合は履修制限を行い、履修の優先順位、履修に漏れた学生への対応などを適切に行っている。

〈優れた点〉

- 教職員と連携・協力し、PCR 検査の無料実施体制を構築することにより、必要時に学内で検査を完結することができる設備を有している点は高く評価できる。
- 新型コロナウイルスに感染した者やその疑いがあるものを隔離できる部屋を確保することにより、学修環境を整えている点は高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修に関しては「授業改善アンケート」を年 4 回行い、その結果をもとに授業改善に速やかにつながっている。また、学部長が新生一人ひとりとの面談を行い、意見・要望があった場合は、関連部門と検討の上、改善を行っている。学修支援に関する学生の意見・要望は、担任教員による面談と担任教員が担当する「総合教養演習」での話合いの中で把握し、組織的な対応が必要な場合は、各学部会で議論し、対応している。

学生生活及び施設・設備に関しては、多様な方法によって学生の意見・要望を把握し、対応の必要があった場合は、関係部署にて対応している。

保健室には健康管理に精通した専任職員を配置しているほか、「秀明大学健康サポートホットライン」を設置し、24 時間体制で、電話健康相談やメンタルヘルスのカウンセリングが利用できる体制となっている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準3を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目3-1を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを各学部で設定し、人材育成目的が明示され、それに対応する資質能力を示し、学生便覧及びホームページで公開し周知している。

各学部のディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定は全学統一した基準を策定し、卒業認定基準については、各学部において策定している。その内容については、ホームページ及び各学部の「履修の手引き」にて学生への周知を行っている。単位認定基準の適用に当たり、各科目のシラバスにおいて成績評価基準を明記している。作成されたシラバスは、教員の相互分担により記述内容の確認等を行っている。

また、GPA 制度に関する規則を設け学修成果を客観的な数値で評価し、優秀者に対して成績表彰を行っている。卒業については、判定会議と教授会の議を経て、学長が認定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目3-2を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを各学部で設定し、学生便覧及びホームページで公開し周知している。

各学部のカリキュラム・ポリシーの項目は、各学部のディプロマ・ポリシーの項目と対応し作成しており、シラバスにディプロマ・ポリシーとの関連性を明示することで、一貫

性を可視化し、学生に周知している。教養教育は、英語と情報に関する科目を中心とした「総合基礎科目」と、幅広く学ぶ「総合共通科目」により実施している。履修登録単位数の上限についても適切に設定され、単位制度の実質を図っている。教授方法の工夫・開発の取組みとしては、担任制の導入や総合教養演習を取入れているほか、各学部では必要性に応じた授業の工夫を行っている。また、大学の使命・目的に照らした総合的な運用が望まれるものの、全学 FD 委員会による「研究発表会」を開催し、教員の教育内容、研究内容に関する相互理解を促進し、授業方法を学び合う機会として機能している。

〈参考意見〉

○教養教育の科目構成等は FD 委員会で検討し、科目区分によって運用する体制を整えているが、大学の使命・目的に照らし合わせて、全学的に教養教育を精錬し運用する体制が望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

全学部共通の学修成果の点検・評価方法として、三つのポリシーに基づいた多様な学修成果の把握や全学的な取組みの充実などが求められるものの、GPA 活用と授業アンケートを実施することにより把握している。学部ごと、学年ごとの GPA 分布を公開し、各学部間の比較、学部内での経年的比較により学修指導の把握と改善につながる資料として活用している。また、授業アンケートは、1 学期に 2 回実施し、アンケート結果は FD 委員会で分析され、「不満な点がある」の割合が高い教員について、同教員の所属学部の学部長に連絡を行い、必要に応じて学部長はアンケート結果をフィードバックし、授業改善を検討するよう促している。

〈改善を要する点〉

○卒業時及びそれ以降の学生の学修成果の把握については、就職状況の調査・大学院進学者の把握に加えて、三つのポリシーを踏まえた多様な尺度に基づき、点検・評価を行うよう改善が必要である。

○学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックさせる仕組みや運営は学部・学科単位では行われているが、現状の取組みと連動させて全学的な取組みが行われていない点は改善が必要である。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準4を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目4-1を満たしている。

〈理由〉

「秀明大学組織規程」に学長の権限を明確に規定している。学長を補佐する体制として、各学部長や事務局長等の幹部教職員をメンバーとした「運営協議会（幹部会）」を設置し、学長がリーダーシップを発揮する体制を整備している。「教授会意見聴取事項」に、学長が教授会に意見を聴く事項を定め、周知している。

教学マネジメントの方針などを明確化し、機能性の更なる向上が望まれるものの、「秀明大学事務分掌規程」に事務各課の所掌事項として、各種「委員会に関すること」を定め、教職協働に配慮した教学マネジメント体制となっている。また、同規程の事務各課の所掌事項には、教学マネジメントに係る事項も明記しており、役割の明確化を図っている。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの方針とその編成方針が明確となっていないため、現在の計画を着実に実行し、教学マネジメントの機能性の更なる向上が望まれる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目4-2を満たしている。

〈理由〉

専任教員数は、大学設置基準を満たしている。また、教職課程認定上の必要教員数及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の必要教員数を満たしている。教員の採用方針は、理事会で定めており、採用は公募制で行っている。採用・昇任については「秀明大学教員採用・昇任選考規程」「秀明大学教員資格審査規程」及び「秀明大学教員資格基準」に明確

に定め、運用している。

FD については、FD 委員会によって組織的に実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、大学の取組み方針を明示していないものの、学校法人秀明学園就業規則第 4 条に、「教職員は、その職責遂行のため、自発的に研修に励み、かつ、学校又は各種団体等の行う研修を受け、資質の向上に努めなくてはならない」と規定し、実施している。

学長、校長、事務局長、事務部長が協議し、年 2 回実施する職員研修会は事務職員のみへの案内及び参加にとどまっているものの、ハラスメント研修及びコンプライアンス研修は全教職員への参加を求めている。

また、事務職員へは学外のさまざまな研修会への参加を指示し、資質・能力の向上に努めている。

〈参考意見〉

○SD に対する大学の取組み方針が示されていないので、方針・年間計画・担当部署等を定めた SD に関する規則の制定が望まれる。

○SD については、事務職員を対象とする研修は行われているが、教員や大学執行部を含めて実施することが望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と運営・管理に関しては、各専任教員に、研究室が用意されており、加えて、研究・教育活動に必要な設備・施設等を整備している。

研究倫理の確立と厳正な運用については、「秀明大学研究倫理委員会規程」を定め、厳正な研究倫理審査を実施しているほか、適正な研究活動のために必要な規則を整備している。

また、「公的研究費等の適正な取扱いに関する規程」や「秀明大学科研費ハンドブック」を作成し、厳正に運用している。

研究活動への資源配分については、「秀明大学個人研究費及び学会出張旅費に関する規程」を定め、また、外部競争資金の導入については、毎年、科学研究費助成事業の公募に際し手続きを中心に支援し、全教員に対し応募を促している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の経営は、「学校法人秀明学園寄附行為」「学校法人秀明学園寄附行為施行規則」「学校法人秀明学園理事会業務委任規則」などに基つき、行っている。また、「秀明大学ガバナンスコード」を定めており、大学の行動規範は明確になっている。

中期的な計画として、使命・目的を反映させた「秀明大学中期計画 2022 年度～2026 年度」を定めている。この中期計画は、学部等が毎年策定する「運営方針」に反映させてあり、年度末に検証している。

全館 LED 化などによる環境問題対策を実施し、環境整備計画も策定している。ハラスメントや公益通報の規程を整備し、人権に配慮している。学生・教職員の安全配慮として、避難訓練を実施しているものの、学生・教職員に対する更なる安全への配慮のため危機管理マニュアルについての整備が望まれる。

〈参考意見〉

○危機管理規程はあるが、危機管理マニュアルが未整備となっているため、マニュアルを策定し、学生・教職員に対する更なる安全への配慮が望まれる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会の運営は、「学校法人秀明学園寄附行為」及び「学校法人秀明学園理事会会議規則」に基づき行っている。また、理事が適切に職務執行できる体制の整備に努めており、適切に運営している。

理事の人数は、私立学校法及び「学校法人秀明学園寄附行為」の規定を満たしており、適正である。理事の理事会出席状況も良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会に理事長兼務の学長、事務総長及び学校教師学部長が参画するとともに、これらの理事が大学内の組織である、「運営協議会（幹部会）」や「全学教授会」等のメンバーとなっており、相互に意思伝達を行っている。また、これらの会議体で教職員の提案をくみ上げている。「学校法人秀明学園・秀明大学内部統制規則」を定め、理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備している。

理事会の重要事項の審議は、法人と設置校間で説明・協議しており、相互チェックは機能している。監事は、寄附行為に基づき適切に選任されており、理事会・評議員会へ出席し、意見を述べている。評議員会の運営は、寄附行為に基づき行っており、評議員の出席は良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営は、「秀明大学中期計画 2022 年度～2026 年度」と毎年度の事業計画に基づいて行い、学生寮の新設などの学内施設の新規取得や整備においても、自己資金で賄っており、適切な財務運営を行っている。

大学単体では、基本金組入前当年度収支差額は支出超過が続いているが、要因を分析し、改善に取り組んでいる。法人の基本金組入前当年度収支差額は、収入超過を継続しており、借入金も全くなく、財務基盤は確立し、収支バランスを確保している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人秀明学園経理規程」「学校法人秀明学園経理規程施行細則」及び「学校法人秀明学園固定資産及び物品管理規程」に基づいており、入学辞退者の授業料等返金についての規則等の整備が望まれるものの、公認会計士の指導のもとで適正な会計処理を実施している。

会計監査については、公認会計士と監事が連携し、厳正に実施している。合わせて、常勤監事の新設や常勤の内部監査室長の設置により、監査体制の充実に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○入学辞退者の授業料等返金手続きについては、学則と返金時の対応について整合性を図るよう規則等の整備が望まれる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「秀明大学自己点検・評価に対する規程」を整え、自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、FD 委員長が副委員長を務め、他に 5 学部長、教務部長、入試委員長、学生部長、就職部長、図書館長、秀明 IT センター長、事務局長等で構成され自己点検・評価体制は全学体制となっている。内部質保証の方針に基づいて全学的な観点から審議し、改善・改革の指示、その成果の確認、改善・改革の内部質保証の組織体制及び責任体制を強化していくことを期待するものの、委員ごとによる「経営方針案」「経営方針の結果検証報告書」を通した PDCA サイクルは展開している。

〈改善を要する点〉

- 内部質保証の方針について明確化した上で、内部質保証を推進し、組織や責任体制を整備するよう改善が必要である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価としては、組織活動の評価システムと個人の評価システムによって機能しており、その結果は各部会連絡会で責任者から伝達することにより、各部署の次年度の活動方針となっている。

データは、各部署が定期的に収集して現状把握に努め、速やかに内容を分析したのちに、教職員間で情報共有を図っており、授業担当者へのフィードバックや授業担当者や担任にフィードバックを行い、学生との面談・指導など必要な対応を行っている。

三つのポリシーを起点として学修成果を可視化する指標の整備は、機関レベルの指標も整え自己点検・評価を実施するよう改善を要するが、科目レベル及び学部レベルで行っている。自己点検・評価報告書はホームページで公開している。

〈改善を要する点〉

- 三つのポリシーを起点とした学修成果を把握し、内部質保証のための自己点検・評価を組織的に実施するとともに、全学的に結果の共有を行うよう改善が必要である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の推進体制として、自己点検・評価委員会を設置し、委員である各部署の責任者によって、各組織の情報収集、分析、評価を行い、次年度のプランづくりへと PDCA サイクルを展開している。

令和 4(2022)年から行う「秀明大学中期計画 2022 年度～2026 年度」では、第 2 期中期計画の達成状況や認証評価結果を踏まえ、「教育の質保証と情報公表の促進」「ガバナンス体制の強化等」を掲げ大学運営に取り組んでいる。

三つのポリシーを起点とした教育の質保証の全学的な取組みは緒に就いたばかりで、規則等の改正・整備を行い、大学は内部質保証の組織体制を確立し、大学運営の改善・向上が推進するように機能させていくことが必要であるものの、学部・学科レベルでの教育の質活動とその結果に対する改善に取り組んでいる。

〈改善を要する点〉

- 全学的な内部質保証のシステムが十分に機能していない点は、大学が示している計画に基づき、改善が必要である。
- 内部質保証の運用実態はあるものの、規則等の改正・整備ができていない点は、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. イギリス留学

A-1. イギリス留学による人材育成

- A-1-① インターナショナルマインドの涵養
- A-1-② 英語による表現力向上

【概評】

イギリス留学による人材育成システムは、各学部において必要とされる語学コミュニケーション能力を涵養するため各学部で開発されたプログラムであり、また、全ての学生が4年間の大学生活の中で留学を実現できるよう、単位化、体系化している。このことにより、学生の語学への関心が高まり、また、修学意欲も高まっている。イギリスに大学の留学施設である CCC 秀明カンタベリー大学(Chaucer College Canterbury)を設けて、30年にわたって英語力と人間力の向上を目指すプログラムを実施し、充実させている。また、CCC 秀明カンタベリー大学は、イギリスの教育機関評価認定団体である BAC(British Accreditation Council)のメンバーであるとともに、平成 25(2013)年 12 月以降ブリティッシュ・カウンシル(British Council)から語学学校としての認可も受けている。

正規の授業のほか、留学先での多種多様な課外活動としてホームステイ、夜間英会話レッスン、ボランティア活動等を用意し、文化的な背景も理解して、総合的に直接英語学修に取り組める機会を与え、「使える英語」の習得と国際感覚を磨く場の提供を目指している。その結果として、学生のインターナショナルマインドを涵養し、英語による表現力向上及び国際的交流の素養を育成している。

大学の教育目的、各学部カリキュラム・ポリシーと連関させて、丁寧に策定し、海外研修の安全面にも十分な注意を払って実施しているプログラムであり、高く評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学校教師学部的全寮制による教員養成と高い教員就職率

2022年3月卒業生の正規教員採用率は61.1%（2021年は61.6%）、臨時任用を合わせた教員就職率は92.0%（2021年は86.7%）である。こうした結果を残すことができている最大の要因は、本学部の特色である「全寮制」にある。

急激に変化する社会や学習指導要領に改定に伴い、教師に求められる資質能力は多様化しているが、どのような時代になっても「子どもたちのために」という強い使命感と人間性豊かな教師が求められることに変わりはない。本学部入学を希望する学生は、集団生活である全寮制の生活を送っても「教師になりたい」という強い意志を持つ者であり、入学後の4年間の「全寮制」の教育によって、教師に必要なコミュニケーション能力や対人関係構築能力、忍耐力、役割と責任、思いやりの心などを育てている。また、全寮制だからこそ可能になる「夜間学修」（大学教員が行う「夜間講座」を含む）により、教師に求められる「確かな専門的知識」を獲得している。

2. 八千代市ならびに八千代市医師会からの要請に応じて設置した看護学部

本学看護学部は、2014年9月の八千代市からの看護学部設置要請および2015年6月の「八千代市看護師確保の相互連携・協力システムに関する覚書」の締結に基づき、2017年4月に設置した。その目的は、八千代市の看護師を確保し、医療体制を安定的に継続させるとともに、質の高い医療体制を構築することであり、覚書の第3条には、看護学部は養成する看護師が市内に定着するよう対策を講じるものとする」と明記されている。

看護学部は、開設時から「幅広い教養と豊かな人間性、倫理的感受性」「グローバルな広い視野と看護職に必要な英語力」「地域の医療専門職と連携・協働し、看護の専門性を発揮する力」などの7つのディプロマ・ポリシー（DP:育成する人材に修得を期待する能力）に基づき、質の高い看護職の育成を行ってきた。その結果、1期生・2期生の卒業生66名全員が看護師国家試験に合格し、看護師・保健師として就職している。主な就職先は東京女子医科大学附属八千代医療センター29名で、八千代市の医療機関には32名（49%）が就職し、八千代市周辺の医療機関にも26名（40%）と、卒業生の9割は八千代市および八千代市周辺の医療機関に就職している。なお、主な就職先である東京女子医科大学附属八千代医療センターからも高い評価をいただいております。「新入職員として、大変優秀な方々をお受けしているので、大切に育成し、その方らしく成長できるように支援したいと思います。」との言葉を頂戴している。以上のように、秀明大学看護学部は、地域が必要とする看護師の育成において、数の上でも質の上でも十分に地域貢献しているといえる。